再審・えん罪事件全国連絡会ニュース

2022年5月31日　第108号

連絡先　〒113-8463　東京都文京区湯島2－4－4　平和と労働センター5階　日本国民救援会中央本部内
電話:03-5842-5842　FAX:03-5842-5840　WEBサイト:www.saishin-enzai.net

再審法改正をめざす市民の会

結成3周年の集会が成功

国会議員7人、日弁連副会長らが連帯あいさつ

100人が参加した会場

再審法の不備を解消して、冤罪に苦しむ人を救済しようと活動している再審法改正をめざす市民の会が、５月２７日、３周年記念集会「ゆるすな！証拠隠し、とめろ！検察上訴　無実の人々を救う！−再審法改正をめざす議員と市民の集い」を開催。会場の衆議院第一議員会館大会議室には約１００人、インターネット生配信でおよそ１２０人が視聴しました。後援は日本弁護士連合会と冤罪犠牲者の会です。

集会の冒頭に、この日のために用意された事件紹介のオープニングムービーが披露されました。再審を求めている１３事件の当事者および家族ら１５人が登場しました。出演者はパネルを手にしながら、収監された期間や冤罪との闘いに費やした年月、事件によって失ったものについて、それぞれが順に語りました。つづけて西山美香さんと青木惠子さん、桜井昌司さんが証拠隠しや検察の不服申立が誤判救済を阻害している実態を述べて再審法改正の意義を強調。さいごに全員で「無実の人を救う再審法の改正を」と声をそろえて訴える内容でした。

裁判官からも再審法改正の声が――鴨志田さんが報告

第一部は、日弁連再審法改正に関する特別部会の部会長 鴨志田祐美弁護士が、「再審事件のたたかいと再審法改正の必要性」と題して講演しました。

鴨志田さんは、鹿児島・大崎事件を例に、「もう存在しない」と言った後も続々と未開示証拠が出てきた検察の証拠隠しの実態を報告。さらに、検察の理由なき不服申立が、無辜の救済という再審の理念からも、公益の代表としての検察官の立場から見ても許されるべきではないと述べました。そのうえで、近年の再審法改正に向けた市民運動の誕生や、地方議会での意見書採択、日弁連の再審法改正に向けた運動が加速していることを報告。くわえて、これまで沈黙していた裁判官も再審のルール作りが必要だと言及していると報告しました。さらに、ドイツ、イギリス、アメリカなど、日本の先を行く再審法制を持つ諸外国の制度を紹介。欧米だけでなく台湾や韓国から見ても日本の再審法の制度は後退していると、たたみかけるように訴えました。さいごに、近く決定が出る大崎事件、日野町事件、袴田事件をあげ、これらの事件のたたかいを、再審法改正の原動力にしようと訴えました。

報告は、プレゼンテーションのスライドを使っておこなわれ、チャートで問題点を浮き彫りにするなど、視覚でわかりやすく説得力のある解説がおこなわれました。

司法は神聖不可侵ではない――鼎談で立法府に要求

鼎談のようす

第二部は、金聖雄監督が手がけた桜井昌司さんの生き様を描くドキュメンタリー「オレの記念日」予告編を上映したのち、主人公の桜井さんと監督の金さんが登壇。映画監督の周防正行さんの進行で「映画人が切り撮った冤罪の実情」と題して鼎談をおこないました。

金監督は２０１０年から冤罪をテーマにした映画制作にかかわり、布川事件、袴田事件など４つの事件の５人の当事者を撮影しました。取材をするなかで、再審を担当する裁判官が人事異動でたびたび交代することを経験。「年間３～４回の協議しかおこなわれない。そのなかで重大事件の再審を判断するのだから、ほとんどの裁判官は、自分の担当している時には（決定を出すなどの判断をせず）通り過ぎてほしいと思っているのではないか」と、取材を通して感じた裁判所の印象を話しました。

これを受けて周防さんは、「通常審は、協議の日程をどんどん入れて審理をすすめていくのに、再審では、裁判官にやる気がなければ、そのまま黙って転勤を迎えても問題なく済んでしまう。再審の手続きにルールがないことが、市民としては信じられない」と疑問を呈すと、桜井さんも「裁判のやり方にルールがない法治国家なんてどこにあるのか。私たちにとってみれば警察・検察は冤罪を作った犯罪者で、これを許している国会議員の感覚が理解できない。国民を守るため、冤罪を防ぐために法律を作ろうというのが当たり前ではないか。司法は神聖不可侵だと思い込んでいる国会議員の不見識が理解できない」と述べ、国会が再審法改正の議論をすべきだと強く印象づけました。

６人の国会議員、後援した日弁連から副会長２人が参加

冤罪犠牲者からのメッセージとして、名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんの妹・岡美代子さんのビデオ映像と、東電 0L 殺人事件で再審無罪となったゴビンダ・マイナリさんの音声が再生されました。

岡さんは、ことし３月に名古屋高裁で再審請求が棄却されたことについて、「ええ結果いただけるだろうと思っていたのに、喜んでいたのに、あんなんなって本当に･･･、もう気分が沈んでしまいましたわ。裁判所の人は人の苦しみが分からんのかなあ」と消え入りそうな声で話し、「一日も早く、ええ結果をいただいて、眠っている兄に知らせてやりたい。私の命のある間にお願いしたいと思います」と語りました。

ゴビンダさんは、無罪の証拠を検察に隠されて身柄拘束され苦しめられた自身の裁判を振り返り、「こういうことが起こらないようにしてほしい。正しい裁判のために、正しい法律をつくってください」とメッセージしました。

市民の会事務局長代行の瑞慶覧淳さんが、この間の活動を報告し、国会宛の署名がこの日までに２万７０１人分集まったこと、地方議会の意見書採択が９０自治体になったと報告し、ひきつづき署名活動や意見書採択運動に取り組んでほしいと訴えました。

集会には、自民党、共産党、社民党、れいわ新撰組、沖縄の風の各党から７人が参加し連帯の挨拶をしました。また、立憲民主党から議員秘書の代理出席１人と、同じく立憲からメッセージ１人が寄せられました。また日弁連から秀嶋ゆかり副会長と吉田瑞彦副会長が参加。秀嶋副会長が、「今期の日弁連の執行部は、再審法改正に向けて全力で取り組む体制で臨んでいる。一緒に頑張っていきましょう」と激励の挨拶をしました。

名張毒ぶどう酒事件

最高裁のたたかいについて

全国の会が10万人署名、毎月の最高裁要請などを提起

えん罪名張事件・愛知の会　田中哲夫

再審請求棄却を知らせる弁護団（3月3日 名古屋高裁前）

名張毒ぶどう酒事件へのご支援ありがとうございます。

今からすれば大変あまい判断でしたが、再審開始も期待した鹿野伸二裁判長による第１０次再審異議審決定（２０２２年３月３日）は、はじめから有罪の結論を決め、理由は後付けした極めて不当な決定でした。いかなる新証拠を出そうと名張事件の再審は開始しないと宣言したに等しいものです。

それだけに最高裁の取り組みは、不当決定の誤りを一刻も早くただして名張事件の再審開始を勝ちとるとともに、司法のあり方そのものを最高裁に真正面から問い、確定有罪判決ありきの姿勢をあらためさせ、白鳥・財田川決定に忠実に無辜を救済する司法とするための一つの力になりたいと思っています。

死刑事件で再審無罪を勝ちとる意義

こうした取り組みには、首都圏のみなさんのお力がどうしても必要です。東京の会のみなさんのご奮闘で積極的に宣伝や学習が行われていますが、今回の異議審決定の不当性をさらに大きく伝え、怒りも含め再審開始を求める大きな声を結集していきたいと思います。多くの事件支援を抱える中で大変かとは思いますが、なにとぞよろしくお願いします。

また、毎月行うことを決めた最高裁要請行動（奇数月は国民救援会の統一要請行動に合流）には、文字どおり全国からご参加いただきたいと思っています。積極的なご対応を心から訴えます。

名張毒ぶどう酒事件は、事件発生から６１年。死刑事件で死後再審と、ある意味「象徴的」といえるこの事件で再審開始・無罪を勝ちとることは非常に大きな意味があると思います。同じ課題に取り組む多くの再審・えん罪事件のみなさんとしっかり手を携え、とりわけ同じ死刑再審に取り組む袴田事件のみなさんとも協力し、再審法改正の課題もしっかりと据え、必ずや勝利を実現したいと思います。

当面の活動方針を決定

名張毒ぶどう酒事件の再審・無罪を勝ち取り、奥西勝さんの名誉を回復させる全国の会（名張事件・全国の会）は、当面、以下の方針で取り組むことを決めました。引き続くご支援、よろしくお願いします。

1）宣伝・学習活動、10 万人署名の提起

決定の不当性を伝える宣伝・学習活動を旺盛に展開し、早期に10万名を目標として最高裁宛要請署名に取り組みます。全国の会ホームページには、紙ベースでの署名用紙データのほか、Web で意思表示できる Google フォームも掲載します。

全国の会のＷＥＢサイト

名張事件全国の会 WEB サイトＵＲＬ
https://nabari-net.jimdofree.com/

2）最高裁要請行動の毎月実施

偶数月は独自要請、奇数月は国民救援会の統一要請に合流します。６月は１５日(水)に行います。この日は、ちょうど５０年前(１９７２年)に上告が棄却され、死刑が確定した日です。昼休み宣伝にも取り組みます。最高検に対する要請も行う予定です。

3）異議審決定の不当性を広く知らせる新チラシの作成

合わせて学者・文化人の協力も得て世論喚起に努めます。

4）秋(9月頃)に東京で集会を開催

年内にも重要局面を迎える可能性のある袴田事件との共同を検討中です。

滋賀・湖東記念病院事件西山国賠

1年ぶり口頭弁論ひらく

被告国と県の書面提出の遅れに裁判長苦言

国民救援会滋賀県本部事務局長　川東繁治

入院中の患者の人工呼吸器のチューブを外し、殺害したとされ懲役１２年の判決をうけた西山美香さんは、刑期満了・出所後に大阪高裁で再審開始決定をうけ、その後大津地裁で真っ白な無罪判決を手にし、検察の控訴断念により確定しました。しかし、滋賀県警は県議会において、「捜査は適切だった」とえん罪をつくった責任を認めようとしませんでした。

口頭弁論後の記者会見(4月28日、大津地裁)

無罪判決後、穏やかな暮らしを望んでいた西山美香さんは、「謝罪も反省もない警察は、また同じようなえん罪をつくる」として国賠訴訟を決意。国と県に対し４３００万円の賠償をもとめて、検察に特別抗告された忘れようにも忘れられない日、「１２月２５日」に裁判を提起（２０２０年）しました。

当初、「犯人は原告（西山さん）だ」と主張した県警

第一回目の口頭弁論は 2021 年３月４日に行われ、同年９月１５日の被告県側の準備書面には犯人は原告であるとの記載があり、大問題となりました。被告である三日月大造滋賀県知事は「極めて不適切」として緊急記者会見を開いて謝罪しました。さらに答弁書について知事が決済していないことも判明。これらの責任をとってか、県警本部長が更迭されるという事態になりました。被告代理人は１１月に準備書面の訂正申立てをしましたが、結局新たに準備書面２を提出し、その内容は「被告滋賀県は本件再審公判における無罪判決を重く受けとめており、当えん罪判決そのものを争うつもりは毛頭ない、本訴への対応にあたっては原告が本事件の被告人として起訴され、懲役１２年に処する旨の有罪判決の言い渡しをうけ、当該刑に服しその後再審開始決定を経て無罪の言い渡しをうけた方であることを充分に踏まえ、慎重かつ丁寧に主張させていただきたい」という一節があり、無実であるということを前提に、しかし違法はなくやむを得なかったんだという主張になっています。

被告国と県が書面提出を遅らせ第二回弁論まで1年

第二回目の口頭弁論は 2022 年４月２８日に行われ、一年もかかったのは、国や県が持っている刑事裁判記録の提出について延々と協議が続き、さらに被告側が書面の提出期限を延長するなど審理を遅らせたことが原因です。第二回口頭弁論において堀部亮一裁判長は、被告側に苦言を呈し、具体的にこういうふうな証拠があるのではないかと例示するなど、主張整理に前向きでした。被告県の準備書面２では西山美香さんが、看護師ですら知らない人工呼吸器の消音状態継続機能について「看護師が使っているのを見て覚えた」という調書を引用していますが、井戸謙一弁護士は「そんなことはないはず」と反論し、出所を明確に示せと述べました。被告側の主張が出てきたことから、ようやく中身の議論に入ることができそうです。

弁論前に宣伝する西山美香さん

弁護団は閉廷後の記者会見で、早期の終結をめざして取り組んで行くと述べ、西山美香さんは「えん罪で苦しんでいる人が全国に多々います。まだ報道されていない人もいますし、弁護士がつかない人もいます。その方たちのためにも頑張りたい」と決意を述べました。また布川事件の桜井昌司さんと東住吉事件の青木恵子さんも傍聴し、会見で青木さんは「裁判は大変で、大きなエネルギーがいる。私たち無罪になった者は国賠ができるのだからたたかっていかないといけない」と述べました。次回期日は６月３０日（木）午前１１時、大津地裁です。

茨城・布川事件国賠

布川事件で「終結」パーティ

完全勝利で幕 再審法改正に向けた闘いへ

元布川国賠を支援する会事務局　山川清子

5 月 21 日、95 名の参加者で「布川事件完全勝利　終結・再審無罪 11 周年記念　祝賀パーティー」が内幸町日本プレスセンター10 階レストラン「アラスカ」で開かれました。

たたかいの終結、最後のイベント

布川事件はこの一年パーティーラッシュでしたが、今回は、再審・国賠と半世紀を越える布川の闘いが終結するにあたり、今までお世話になった方々に集まっていただいて、ただ勝利を祝いたいという桜井さんの気持ちにこたえる形で最後のイベントとして開かれたものです。

生歌を披露する桜井さん

参加者は昔から今日に至るまでいろいろな形で桜井さん、布川事件に関わってこられた方々でした。布川事件の長い歴史を表すように参加者はそれぞれに布川事件のいろいろな場面で思い出、想いを持っています。皆が旧知の者同士というなごやかな雰囲気がありました。その方々の様々なスピーチに昔話の輪が広がりました。再審無罪のおおきな力となった茨城からも多数見えましたし、桜井さんが親交を深い大阪からの参加者もいらっしゃいました。「明るく楽しい布川事件」という昔からのキャッチフレーズ通り、みな楽しいひとときを過ごしました。

スピーチの合間には前半は弁護団メンバー（１人は支援する会）によるフルート四重奏がいろどりを添えました。

ますます味わい深くなった桜井さんの歌ごえ

後半は桜井さんの詩とうたのステージでした。今回は時間を充分にとって皆でのんびり桜井さんの語りや歌、田中泰子さんによる詩の朗読に耳をかたむけました。桜井さんの歌はますます味わい深くなって感動を誘いました。近年伴奏者として定着している竹田裕美子さんのピアノも桜井さんのうたをさらに味わい深くしているようでした。最後は奥野真理子さんの素晴らしい歌声で幕を閉じました。途中までの道のりは非常に険しかったけれど、多くの人々が心つないで闘い続け、最後に完全勝利の形で終わることができた「幸運」な布川事件のイベントはこれですべて終わりました。桜井さんは引き続き、再審法改正と他の冤罪犠牲者の支援していく決意を述べました。

なお、今後の予定としては、桜井さんの自伝的ともいえる映画「オレの記念日」の上映、それに関連した桜井さんのコンサートがあります。記録誌の作成も予定されています。

無実訴える小さな声を大きく ―― 冤罪犠牲者の会

冤罪犠牲者の会をご紹介させていただく機会を頂戴いたしまして、誠に有難うございます。事務局長を務めております、なつし聡と申します。冤罪犠牲者の会は布川事件の桜井昌司さんが発起人となり、2019 年 3 月 2 日に結成されました。（無罪を勝ち取った方、再審を求めて闘っている方など）冤罪当事者が約 50 名、獄中で無罪を叫んでいる人が約 20 名、近親者・支援者が約 110 名という市民団体です。これまで冤罪犠牲者がバラバラに上げていた小さな声を 1 つにまとめて大きな声にしようということを目的にして始動しました。

冤罪は一人ではたたかえない、仲間が必要だ

小さな声と言いましても、中には声を上げることすらできない方もいらっしゃいます。冤罪に巻き込まれ、仕事も人間関係も奪われ、その上メディアに実名報道され、無実を訴えたいけれど家族から

は「頼むから大人しくしていてくれ」と懇願され、途方に暮れている方も少なくありません。そう考えると、日本全国に一体どれだけの冤罪があるのか、見当もつきません。冤罪に巻き込まれただけで、人生は一変します。正義感に溢れる誠実な弁護士に出会えた方は幸運ですが、弁護士もピンキリです。この弁護士を信じたばかりに大変なことになってしまった、と悔やんでも悔やみきれない状況にはまってしまう方もいらっしゃいます。そんな時に仲間の存在は絶対不可欠です。冤罪は１人では闘えません。冤罪の恐ろしさを身をもって体験していて、話を聞いたり、相談できる同志、仲間は絶対に必要です。それが冤罪犠牲者の会の役割の１つでもあると自負しております。

再審法改正に向け、霧の中に目的地が見えた思い

ところで、今年２月に就任した新会長は、初めて再審法改正を公約に掲げて会長選に当選した方なのです。再審法改正実現に向けて、次の段階に移ったなと実感するこの頃です。まだまだ道のりは長く険しいことに変わりはありませんが、霧の向こうに目的地が見えてきた想いです。

５月４日の総会のときの一枚

それにしても、どうしてこんなに冤罪が多いのでしょう。最初は警察・検察が悪い、と思っていました。取調室で冤罪を作っているのは間違いなく彼らです。冤罪について知れば知るほど、警察・検察の主張を鵜呑みにする裁判官が悪い！　勉強ばかりしてきて、世の中のことを何も知らないのでないか？　と思うようになりました。しかし最近は、冤罪を他人事と思って、声も上げない無関心な国民にも問題があると思うようになりました。警察官も検察官も裁判官も税金で生活しています。「雇用主」は？我々国民ですよ！　国政選挙の投票率が先進民主主義国の中で過半数に達しないのは日本くらいのものです。国民の関心が高ければ警察・検察も裁判所も好き勝手はできません。国民も目覚めなくてはいけないのではないでしょうか。

最後になります。冤罪犠牲者の会はこの春で３周年。いくつかの好運とたくさんのご厚意をいただいて、３周年の総会を屋形船の船上で行うという有難い機会に恵まれました。コロナで会議はオンライン、何から何までメールで済ませる日々が続いていましたが、久しぶりに会の結束を感じました。派手なことはできません。地道に、こつこつと着実にやっていきます。

冤罪犠牲者の会　なつし聡

NEWS FLASH

鹿児島・大崎事件、６月22日に再審可否を判断

大崎事件の第４次再審請求審（鹿児島地裁）の決定日について、弁護団に通知がありました。**６月22日（水）午前10時**です。手持ちの署名は国民救援会鹿児島県本部宛てに送付願います。

■署名送付先　日本国民救援会鹿児島県本部　〒890-0063 鹿児島市鴨池 2-14-20 鴨池ホワイトリバー102

当面の日程

▼６月１０日（金）名張毒ぶどう酒事件最高裁要請　午後１時１０分　最高裁
▼６月１３日（月）「名張事件」から、死刑えん罪を考える日弁連集会　午後５時～７時３０分　＊参加費無料、事前申込制　６月９日（木）までに以下からお申込みください。
▼６月３０日（木）滋賀・湖東記念病院事件国賠訴訟　午前１１時　大津地裁
▼６月２２日（水）鹿児島・大崎事件で再審の可否を決定　午前１０時　鹿児島地裁
▼９月４日（日）、５日（月）国民救援会・事件支援全国交流会～大衆的裁判闘争を学ぶ～

国民救援会･事件支援全国交流会～大衆的裁判闘争を学ぶ～ 概要

□と　き　９月４日（日）午後１時～５日（月）正午まで
□会　場　愛知・労働会館本館（ＪＲ金山駅東口徒歩８分）*別紙地図参照
名古屋市熱田区沢下町９-３　℡０５２－８８３－６９７４
□宿泊先
名鉄イン金山（名古屋市中区金山１-１１-７　電話０５２-３２４－３４３４）
１泊朝食付　７０００円（シングル）　＊先着６０名
□基調報告　「大衆的裁判闘争の前進のために」
本藤　修さん（日本国民救援会副会長）
□特別報告　「冤罪とたたかった５４年を振り返って」
桜井昌司さん（布川事件冤罪犠牲者）
□参加費　３，０００円（資料代、『報告集』代金など含む）
＊第１日目の全体会議参加の場合は１，０００円
懇親会に参加される方は、別途 3,300 円を受付時にお支払いください。
□日　程

１日目	１３時００分～１４時３０分	全体会議（基調報告、特別報告など）
	１４時４５分～１７時００分	分科会
	１８時００分～２０時００分	懇親会（別会場：別途地図参照）
２日目	９時００分～１１時００分	分科会
	１１時１５分～１２時００分	全体会議（分科会報告、集会まとめ）

□参加申込方法
参加を申し込まれる方は、別紙「参加申込書」及び「分科会確定の参考にするアンケート」に必要事項を記入して、国民救援会中央本部へ、郵送または下記メールアドレスに送付してください。
今回は、従来のように事件の分野別（刑事弾圧、冤罪、労働・市民）でなく、大衆的裁判闘争の運動課題別に分かれて経験と交流を深めることにしています。つきましては、分科会は、事前に参加希望者から関心のある分野についてお聞きしたうえで、設定することにします。別途「分科会確定の参考にするアンケート」を７月４日（月）までに送付いただきますようお願いします。

〈申込み先〉日本国民救援会中央本部
〒１１３－８４６３　東京都文京区湯島２－４－４　平和と労働センター５階
電話０３（５８４２）５８４２／ＦＡＸ０３（５８４２）５８４０
メールアドレス　info@kyuenkai.org